■計画変更及び用途変更等の申請業務料金表

（別表3）

平成30年4月1日　改定

<table>
<tr><th>申請の種別</th><th>申請床面積の取扱</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計画変更の場合</td><td>a）床面積の増加する部分がない場合
① 原則、変更する階の変更する前の1/2の床面積となります。
② 床面積が算定することが困難な場合は、下記の手数料となります。
例）・配置変更
・シックハウスの換気設備の変更
・浄化槽の変更
・その他
<table>
<tr><td></td><td>建築場所</td><td>手数料</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>i</td><td>奈良県内</td><td>¥8,000</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ii</td><td>奈良県外</td><td>¥15,000</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>b）床面積の増加する部分がある場合
① 原則、変更する階の変更する前の1/2の床面積と増加する床面積となります。
上記a-①、b-①共に変更する前の延べ面積が100㎡以内の場合
<table>
<tr><td></td><td>建築場所</td><td>手数料</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>i</td><td>奈良県内</td><td>¥10,000</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ii</td><td>奈良県外</td><td>¥16,000</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>用途変更の場合</td><td>用途を変更する部分の床面積となります。</td></tr>
<tr><td>増築及び改築の場合</td><td>a）同一棟となる既存建築物が不適格の場合
別途料金となります。
b）同一棟となる既存建築物が不適格でない場合
別途料金となります。</td></tr>
<tr><td>構造計算の変更を伴う場合</td><td>原則、当初確認時のワンランク下の料金となります。
（床面積100㎡以下の場合は、100㎡以下と同額となります。）</td></tr>
</table>